

傷病手当金・出産手当金の計算方法が 平成28年4月から変わりました

健康保険法の改正により、**平成28年4月1日から** 傷病手当金・出産手当金の計算方法が変更となり、支給開始月以前の12ヵ月の標準報酬月額を平均した額で算定されます。(法第99条第2項)(法第102条第2項)
※出産手当金の支給については、傷病手当金の支給に係る規定を準用するものとします。

- 平成28年3月31日まで → 改正前の算定方法により計算
- 平成28年4月1日以降 → 改正後の算定方法により計算

●支給開始日以前にITS健保で12ヵ月の標準報酬月額がある場合

支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

●支給開始日以前のITS健保の加入期間が12ヵ月に満たない場合

次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2の額

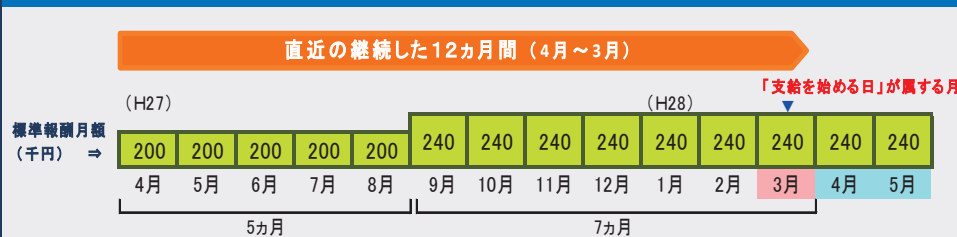
- ① 支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額
- ② 支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(※)を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の30分の1に相当する額

※ ITS健保における「支給を始める日」が

- 平成28年4月1日～平成29年3月31日(平成28年度)は 平成27年度の平均額 380千円
- 平成29年4月1日～平成30年3月31日(平成29年度)は 平成28年度の平均額 410千円
- 平成30年4月1日～平成31年3月31日(平成30年度)は 平成29年度の平均額 380千円

【例】申請期間「平成28年3月15日～平成28年4月14日まで」の場合の計算方法

◆計算事例 (支給を始める日が平成28年3月15日の場合)



傷病手当金等は日単位で支給するものであるため、3月15日～3月31日の分は改正前の算定方法により額を決定し、4月1日～4月14日の分は、改正後の算定方法により額を決定することとなります。

- | | |
|------------------|---|
| H28.3までの
給付日額 | (1) 標準報酬日額 = 標準報酬月額240千円 × 1/30 = 8,000円 |
| | (2) 給付日額 = (1) × 2/3 = 5,333円 (1円未満四捨五入) |

- | | |
|------------------|---|
| H28.4からの
給付日額 | (1) 標準報酬月額の平均額
= (200千円×5ヵ月 + 240千円×7ヵ月) ÷ 12ヵ月 = 223,333.3... |
| | (2) (1) × 1/30 = 7,444.4... ≒ 7,440円 (10円未満四捨五入) |
| | (3) 給付日額 = (2) × 2/3 = 4,960円 (1円未満四捨五入) |

※注意※「直近の継続した12ヵ月」とは、ITS健保での継続した加入期間のことをいい、全国健康保険協会や他の健保組合での加入期間は含みません。

●出産手当金と傷病手当金の調整(法第103条)

出産手当金を支給する場合は、その期間、傷病手当金を支給しないことになっていますが、平成28年4月から、出産手当金の額が傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額を支給することになります。